

## 美唄市における実質化された「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

美唄市長 板東 知文

### 記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ① 美唄市農協地域農業再生協議会地区(北・東・西)
- ② 峰延農協地域農業再生協議会地区
- ③ 美唄市大富連合会地区

#### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- ①～③ 令和5年3月31日

#### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

中心経営体合計 436経営体

- ① 美唄市農協地域農業再生協議会地区 （個人247経営体、 法人 30経営体）
- ② 峰延農協地域農業再生協議会地区 （個人118経営体、 法人 13経営体）
- ③ 美唄市大富連合会地区 （個人 15経営体、 法人 13経営体）

#### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ①・② 担い手はあるが十分ではない
- ③ 担い手は十分確保されている

#### 5. 農地中間管理機構の活用方針

中心となる経営体への担い手へ円滑な農地集積と耕作放棄地の未然防止を図るため、農地中間管理機構を活用していく。

また、これまでに行ってきた農地の売買や賃貸も交え、更なる集積を進め、既存の借入地についても面的集積の可能性を検討し、農地の有効な活用に取り組んでいく。

#### 6. 地域農業の将来のあり方

各地区の農地は、現在有効に活用されているが、後継者不足等により、今後は農家戸数が減少すると予測されることから、中心経営体への面的集約を図り、農地の有効活用と農業経営の向上を目指す。

また、新規就農者の確保・育成の取組みや、6次産業化・付加価値化・低コスト化の推進、法人化支援等の取組みを行い、地域農業の維持的発展を目指す。